



Kumamoto City

News Release

令和 7 年（2025 年）9 月 8 日

事業所の災害ごみの取り扱いについて

令和 7 年（2025 年）8 月の大雨で被害をうけた事業所で使用されていた家電 4 品目の処分に関して、当面の間受付を行うこととしていましたが、申請受付を、令和 7 年（2025 年）9 月 30 日（火）で終了しますので、お知らせします。

【家電 4 品目の処分について】

- 1 対象となるもの
以下の機器のうち、事業所で使用されていた家庭用機器（家電リサイクル法対象機器）
 - エアコン
 - テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）
 - 冷蔵庫・冷凍庫
 - 洗濯機・衣類乾燥機
- 2 申請の受付期間
令和 7 年（2025 年）8 月 25 日（月）から 9 月 30 日（火）まで
- 3 仮置き場への搬入期間
令和 7 年（2025 年）8 月 28 日（木）から 10 月 10 日（金）まで
- 4 その他の事業所から排出される災害ごみの減免について
可燃性のごみと不燃性のごみの内、市の施設で受け入れ可能な物の減免については、引き続き申請を受け付けます。
- 5 熊本市公式ホームページにおける関連記事 URL
https://www.city.kumamoto.jp/ki_ji00365939/index.html（家電 4 品目について）
https://www.city.kumamoto.jp/ki_ji00365887/index.html（事業所ごみの減免について）

【お問い合わせ先】

環境局 資源循環部 事業ごみ対策課

電話：328-2362

課長：菅本 康博（すがもと やすひろ）

担当：主査・木村 昇竜（きむら しょうりゅう）